

インクジェット捺染機の助成について

財団法人大日本蚕糸会
蚕糸絹業提携支援センター

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領」（農林水産省生産局長通知）に基づく純国産絹製品づくり条件整備事業において、「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書」（財団法人大日本蚕糸会会頭通知）別表 1 の（3）のイの（カ）による「純国産絹製品づくりに必要な特に農林水産省生産局長が認める機械、施設」として、「インクジェット捺染機」で下記の要件を満たしているものが、「特例」として認められ、助成対象になりました。

記

1 一般的実施基準

- （1）インクジェット捺染機の導入が、提携システムを構築する上で、あるいは、現在運営中の提携システムを維持・発展する上で不可欠であること。
- （2）導入する機械は、コストダウンが図れる一定量以上の生産能力があり、かつ、純国産絹製品の生産計画に見合った適正な生産能力である（生産能力が過大でない）こと。
- （3）純国産絹製品としての特長を活かせる染色性能を持つ機械であること。
- （4）当該提携グループで取り扱う純国産絹製品の生産の用途に用いること。
- （5）当該機械の管理が適正に行われる体制が整っていること。

2 具体的実施基準

- （1）当該機械の生産能力
 - （ア）着尺の生産に使用する場合
機械化のメリット（減価償却費等を含めた、コストダウン等への反映）等を考慮し、3丈物（約 12.5m、生糸使用量約 1kg）換算で、年間概ね 2,700 反（使用生糸量：概ね 2,700 kg、繭換算（生糸量歩合 19%、以下同じ）：概ね 14 トン）

以上の生産能力があること

(注) 12反生産(6反×2列)／日(8時間)×230日稼働／年
(52週×5日－30日)＝約2,700反

(イ) 着尺以外(洋装用生地、風呂敷等)の生産又は着尺と着尺以外の両方に使用する
場合

概ね2,700kg以上の生糸使用が可能なものであること(着尺に準じる。)

(ウ)(ア)及び(イ)については、生産能力が低い特殊用途に使用する場合は、そ
の都度判断する。

(2) 既導入機械の単純更新(同種、同規模、同効能)でないこと。

(3) 事業主体(当該機械の所有者)は当該提携グループであること。

(4) 当該機械の管理主体は、当該提携グループの責任者(企業)又は当該構成員とな
っている染色関係者(企業)であること。

(5) 当該機械の適切な運営を図るため、管理事項、その責任者等を定めた管理規定が
整備されていること。

(6) 管理規定の執行状況、利用状況等を点検する内部組織体制が整備されていること。

(7) 当該提携グループの責任者と当該機械を使用する者との間で、当該機械の(占有)
利用に関する契約が締結されていること。

3 インクジェット捺染機利用計画の提出

アイテム別の年間生産実績、平成25年度の年間生産計画及びインクジェット捺
染機利用計画(別表)を、絹業提携支援緊急対策事業実施要領別記様式第3号の記
の2(機械・機材の整備)の様式Bの4(添付書類)に添付すること。

4 利用実績の報告

当該機械を導入した提携グループの責任者は、当該機械導入後5年間は、毎年度
4月末日までに、前年度(4～3月)の利用実績を、提携支援センターに報告する
こと。